「防災基本計画の関連する記述の比較整理」 の結果及び改善の方向性(案)

1. 作業概要

防災基本計画の第2編「各災害に共通する対策編」と第3編以降の個別災害対策編について、記述内容を比較・検討し、重複関係の整理を行った。

2. 整理結果

第2編と第3編以降との重複関係の整理を行った結果は以下のとおり。

(1) 各編の共通編との重複傾向 (※参照:参考1)

- 編ごとの第2編「各災害に共通する対策編」との重複傾向は以下のとおり。
 - ① 地震災害・津波災害・風水害・火山災害・雪害対策各編: 全般的に重複する項目が多く、重複していない部分は、個別の災害ごとの 特有の事柄が記載されている。
 - ② 海上災害・航空災害・鉄道災害・道路災害・危険物等災害・大規模火事・ 林野火災対策各編:
 - 全般的には①の自然災害対策各編に比べて重複する項目は少ないものの、 災害応急対策を中心に重複する内容がある。
 - ③ 原子力災害対策編: 全般的に重複する項目はあるのもの、内容面での重複は少なく、他の個別 災害対策編と比べて特殊な位置づけとなっている。

(2) 具体的な重複傾向 (※参照:参考2)

内容の具体的な重複傾向は、大きく以下の3つに区分できる。

① 個別の災害に特有の事柄を記載しているもの(災害ごとに特徴を示しているもの)

個別の災害に特有の事柄を記載しているものとしては、災害の特徴に応じた災害に強いまちづくりの方策(災害予防)や、リードタイムがある災害における警報の伝達などがあげられる。具体例は、以下のとおり。

<災害ごとに特徴を示している記述の例>

- 〇第1章(災害予防対策)
 - ・地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等

(地震災害対策編)

・津波の基準水位以上の場所にある安全な構造である建築物に対する津波避難ビルの指定と管理協定の締結

(津波災害対策編)

・水防団や水防協力団体における活動の活性化推進と、活動の担 い手を育成し強化を図るための研修・訓練

(風水害対策編)

- ・除雪活動を実施するための除雪機械や除雪要員等の動員等に関 する体制の整備 (雪害対策編)
- 雪崩防止林等の森林造成や雪崩防止施設の整備 (雪害対策編)
- 港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交 通情報の提供等の体制の整備 (海上災害対策編)
- ・防火林道、防火森林の整備等の実施 (林野火災対策編)

〇第2章(災害応急対策)

・南関東地域において震度6弱以上の地震が発生した場合の、災 害対策関係省庁における防災担当職員の非常参集

(地震災害対策編)

- 即座に避難行動に取り掛かることができるような津波警報の伝 達の工夫 (津波災害対策編)
- ・強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要 と認める場合等における地方公共団体の速やかかつ的確な避難 勧告・指示 (津波災害対策編)
- ・洪水等により水防上必要がある場合に、国土交通省及び都道府 県が水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき水防団、消 防機関等が出勤 (風水害対策編)
- ・水防計画に基づいた河川堤防等の巡視など、水防活動の実施 (風水害対策編)
- ・火山活動の高まりに応じた噴火警戒レベルの設定と、住民の避 難支援 (火山災害対策編)
- ・噴火警報等に対応した、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域 の設定と適切な避難誘導 (火山災害対策編)
- ・火山防災エキスパートの現地派遣、地方公共団体への活動支援 (火山災害対策編)
- ・家屋倒壊による被害防止のための雪下ろしの督励と、必要に応 じた住民への支援 (雪害対策編)

〇第3章(災害復旧·復興対策)

- ・地方公共団体による火山噴火物についての計画的な収集. 運搬 (火山災害対策編) 及び処分
- 海上保安庁による災害の原因者である船舶の所有者等に対する 船舶の除去等の命令又は勧告 (海上災害対策編)

② 共通編とほぼ内容が同一であるものの、一部、個別災害特有の事項の追記 を行っているもの

おおむね共通編と内容が同一だが、例示を増やすなど、一部個別災害 の特徴を踏まえ、対策の追記を行っているものとしては、例えば、災害 に応じた内容の情報収集・連絡、災害に応じた主体の追記、備えるべき 物資の追加などである。具体例は以下のとおり。

※下線部:個別災害の事項を踏まえ共通編に追記している箇所 【地震災害対策編】

・国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、各施設等の耐震化、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(第1章 災害予防対策)

・地震情報(震度,震源,マグニチュード,余震の状況等)や津波警報等,被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ、国、公共機関、地方公共団体等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。 (第2章 災害応急対策)

【風水害対策編】

- ・国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に 係る機関は、<u>土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ</u>、それぞれの 機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び<u>浸水対策等</u> の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進 に努めるものとする。 (第1章 災害予防対策)
- ・国〔国土交通省,気象庁〕及び地方公共団体は、警報等を住民, 水防管理者,関係市町村長等に伝達する体制を整備するものと する。 (第1章 災害予防対策)

【原子力災害対策編】

- ・地方公共団体は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。(第2章 災害応急対策)
- ・厚生労働省は、原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧・復興事業における労働災害、放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、必要な安全衛生確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

(第3章 災害復旧対策)

【林野火災対策編】

・地方公共団体は、<u>林野火災用工作機器</u>、<u>可搬式消火機材</u>等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(第1章 災害予防対策)

- 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、空中消火等の消火活動、避難の援助、遭難者等の捜索救助、応急医療・救護、人員及び物資の緊急輸送、危険物の保安及び除去等とする。
 (第2章 災害応急対策)
- ③ 共通編とほぼ同内容の記載のもの(災害の種類を問わず対応が共通しているもの)

共通編とほぼ同内容の記載は、災害応急対策への備え、発災後の情報の収集・連絡、活動体制などで多くみられる。具体例は以下のとおり。

【情報収集・連絡】

・市町村から都道府県への応急対策活動状況等の連絡及び都道府 県から市町村への応急活動状況等の連絡

(自然災害共通、事故災害・危険物等・火災共通、原子力災害 対策編)

【活動体制】

・各機関の実情に応じた職員の非常参集体制の整備を図る (自然災害共通、事故災害・危険物等・火災共通、原子力災害 対策編)

【救助・救護、医療、消火活動】

・被災地方公共団体から広域後方医療関係機関への区域外の医療 施設における広域的な後方医療活動の要請(自然災害共通)

【物資の調達、供給活動】

・被災地方公共団体による備蓄物資及び国、他の地方公共団体等 によって調達・引渡された物資の被災者への供給 (自然災害共通、原子力災害対策編)

【国民等からの義援物資、義援金の受入れ】

・義援金収集団体と配分委員会を組織し、義援金の使用について 協議の上定める(自然災害共通)

3. 改善の方向(案)(※参照:参考3(修正イメージ))

- 第2編「各災害に共通する対策編」と共通する事項については、「第2編○○」などとし、第3編以降の各編には記述せず、全体の構成は維持しつつ、分量の 圧縮を図ることとしてはどうか。
- ただし、ほぼ内容が重複しており、一部各災害の特徴を踏まえて具体例等の記載を追記しているものは、その旨を第2編「各災害に共通する対策編」に注記する等により、重複記載が繰り返し登場することがないよう工夫してはどうか。
- 以上により、まず、第2編「各災害に共通する対策編」をみて、全体の動向を 把握しつつ、災害の種類ごとに、どこに特徴があるのかが分かりやすくなるの ではないか。

<参考1>

表 共通編との重複項目の類似

〇:ほぼ重複、△:一部異なる、空欄:重複がないか少ない

	・ はは里模、Δ:一部異なる、空懶:里模がないか少ない 防災基本計画 第2編						
			十 <u>迪</u>	第2編	<u>防災</u> 2	基本計画 第3編 ②	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
章	節	節タイトル	項	項タイトル	自然災害(地、津、風、山、雪)	事故災害 (③以外) (海、航、鉄、道、危、大火、 林火)	原子力災害
	1	災害に強い国づくり,まちづくり	1	災害に強い国づくり			
			2	災害に強いまちづくり			
	2	事故災害の予防					
	3	国民の防災活動の促進	1	防災思想の普及, 徹底	0		Δ
			2	防災知識の普及, 訓練	0		Δ
			3	国民の防災活動の環境整備	0		
			4	災害教訓の伝承	0		Δ
	4	災害及び防災に関する研究及び観測等	1	災害及び防災に関する研究の推進	0		
		の推進	2	災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等	Δ		
			3	工学的, 社会学的研究の推進	0		0
災			4	防災対策研究の国際的な情報発信	0		0
害	5	事故災害における再発防止対策の実施					0
予防	6	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復	1	災害発生直前対策関係	Δ		
נעו		旧・復興への備え		情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	0	Δ	Δ
			3	災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活 動関係	Δ		
				複合災害対策関係	0		Δ
			5	救助・救急、医療及び消火活動関係	0	Δ	Δ
			6	緊急輸送活動関係	0		Δ
			7	避難収容及び情報提供活動関係	0		Δ
			8	物資の調達, 供給活動関係	0		0
			9	海外等からの支援の受入活動関係	0		0
			10	防災関係機関等の防災訓練の実施	Δ	Δ	
			11	災害復旧・復興への備え	0		
	1	災害発生直前の対策	_	警報等の伝達			
			_	住民等の避難誘導	Δ		
			_	関係省庁災害警戒会議の開催	Δ		
				災害未然防止活動			
	2	発災直後の情報の収集・連絡及び活動 体制の確立	_	災害情報の収集・連絡	Δ	Δ	
		本前 71 立		通信手段の確保	0	Δ	Δ
			_	地方公共団体の活動体制	0	0	
			_	事故災害における事業者の活動体制		Δ	Δ
災				広域的な応援体制	0	Δ	
害	_	火中の仕上 ニケル中の吐 L フェデナ を	_	国における活動体制	0	Δ	Δ
応	3	災害の拡大・二次災害の防止及び応急 復旧活動	_	災害の拡大防止活動			
急対		[[2] [[2] [[2] [[2] [[2] [[2] [[2] [[2]		施設・設備等の応急復旧活動	Δ		
策				二次災害防止活動			
	_			複合災害発生時の体制	0		
	4	救助・救急、医療及び消火活動		救助・救急活動	0	Δ	Δ
				医療活動	<u> </u>	Δ	Δ
			_	消火活動 焼車スレスや笠	Δ	Δ	Δ
	Ļ	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸		惨事ストレス対策 立済の変化 既免給学活動の其ませる	0	0	0
		紫忌聊送のための父通の確保・紫忌聊 送活動		交通の確保・緊急輸送活動の基本方針		Δ	Δ
		~_·	_	交通の確保 取合わせ	0		
				緊急輸送	0		
			4	緊急輸送のための燃料の確保	0		

		防災基本詞	計画	第2編	防災	基本計画 第3編	編以降
章	節	節タイトル	項	項タイトル	① 自然災害 (地、津、風、 山、雪)	② 事故災害 (③以外) (海、航、鉄、 道、危、大火、 林火)	③ 原子力災害
	6	避難収容及び情報提供活動	1	避難誘導の実施	Δ		Δ
			2	避難所	0		Δ
			3	応急仮設住宅等	0		
				広域一時滞在	0		Δ
			5	要配慮者への配慮	0		0
災			6	帰宅困難者対策	0		
害応			_	被災者等への的確な情報伝達活動	0	Δ	Δ
応	7	物資の調達, 供給活動		非常本部等による調整等	0		
急対				地方公共団体による物資の調達,供給	0		0
策				国による物資の調達、供給	0		0
<u></u>				運送事業者である公共機関の活動	0		0
つ	8	保健衛生, 防疫, 遺体の処理等に関す る活動		保健衛生	0		0
づせ		る活動		防疫活動	Δ		
き			-	遺体の処理等	0		
	9	社会秩序の維持,物価の安定等に関す		社会秩序の維持	Δ		
		る活動	2	物価の安定、物資の安定供給	0		
	10	応急の教育に関する活動			0		
	11	自発的支援の受入れ		ボランティアの受入れ	Δ		Δ
				国民等からの義援物資、義援金の受入れ	0		Δ
			3	海外等からの支援の受入れ	0		0
,,,	_	地域の復旧・復興の基本方向の決定			Δ		
災害	2	迅速な原状復旧の進め方		被災施設の復旧等	0		
古復	<u></u>			災害廃棄物の処理	Δ		Δ
旧	3	計画的復興の進め方		復興計画の作成	Δ		
			2	防災まちづくり	0		
復	4	被災者等の生活再建等の支援			0		
興	5	被災中小企業の復興その他経済復興の 支援			0		

<参考2>

① 個別の災害に特有の事柄を記載している例

第3編(地震災害対策編)	第2編(共通編)
く1災害予防/2 地震に強い国づくり、まちづくり/3 地震に強いまちづくり/4 崖地、液状化対策> ・国、地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。さらに、国及び地方公共団体は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、国民への適切な情報提供等を図るものとする。 〈2災害応急対策/2発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立/5国における活動体制/8南関東地域において大地震が発生した場合の参集方法等> ・別途申合せによりあらかじめ指名された災害対策関係省庁の防災担当職員は、南関東地域において大地震が発生した場合、直ちに非常参集するものとする。その際、交通が途絶し、徒歩等以外の手段で参集することができない場合には、別に定める申合せによる自衛隊のヘリコプターの利用等により参集するものとする。	該当なし
第4編(津波災害対策編)	第2編(共通編)
<1 災害予防/2 津波に強い国づくり、まちづくり/3 津波に強いまちづくり/2 避難関連施設の整備> 市町村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位(基準水位)以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような 	該当なし

体制の構築に努めるものとする。

<2 災害応急対策/1 災害発生直前の対策/1 津波警報等の伝達>

・気象庁は、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。また、津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達するものとする。

<2 災害応急対策/1 災害発生直前の対策/1 津波警報等の伝達>

・地方公共団体は、強い揺れ (震度 4 程度以上) 又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を 覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速 やかに的確な避難勧告・指示を行うものとす る。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する ものとする。

第5編(風水害対策編)

<1 災害予防/2 国民の防災活動の促進/3 国民の防災活動の環境整備/1 消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化>

・国土交通省及び地方公共団体は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

<2 災害応急対策/1 災害発生直前の対策/4 災害未然防止活動>

・国土交通省及び都道府県は、洪水等により水 防上必要がある場合には水防警報を水防管理 者に伝達し、これに基づき水防団、消防機関等 が出動等を行うものとする。

<2 災害応急対策/1 災害発生直前の対策/4

第2編(共通編)

該当なし

災害未然防止活動> ・水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる 箇所について、応急対策として水防活動を実施する。	
第6編(火山災害対策編)	第2編(共通編)
<2 災害応急対策/1 災害発生直前の対策/2 噴火警報等の伝達> ・気象庁は、火山活動の高まりに応じて噴火警戒レベルを引き上げ、地方公共団体が避難対象区域を順次拡大して行う段階的な住民避難を支援するものとする。 <2 災害応急対策/1 災害発生直前の対策/3 避難勧告等の発令、住民の避難誘導、警戒区域	該当なし
の設定> ・市町村は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。	
<2 災害応急対策/2 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立/4広域的な応援体制 > ・内閣府は、必要に応じて、火山防災エキスパートを現地に派遣し、地方公共団体の活動を支援するものとする。	
<3 災害復旧・復興/2 迅速な原状復旧の進め 方/2 火山噴出物及び災害廃棄物の処理> ・地方公共団体は、火山噴出物についても、計 画的な収集、運搬及び処分に努めるものとす る。	
第7編(雪害対策編)	第2編(共通編)
<1 災害予防/1 雪害に強い国づくり、まちづくり/2 雪害に強いまちづくり/2 除雪体制等の整備> ・豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、国土交通省及び地方公共団体は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努める	該当なし

<u>ものとする。</u>	
<1 災害予防/1 雪害に強い国づくり、まちづくり/1 雪害に強い国づくり/2 雪害に強い国土の形成> ・国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、雪崩による災害を防止するための雪崩防止林等の森林造成や雪崩防止施設の整備、及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための河川事業、ダム事業、砂防事業、治山事業、雪崩対策事業等を推進するものとする。	
<2 災害応急対策/3 除雪の実施、雪崩災害・複合災害の防止及び応急復旧活動/1除雪の実施と雪崩災害の防止活動/1除雪の実施>・地方公共団体は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督励するとともに、必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。	
第8編(海上災害対策編)	第2編(共通編)
第8編(海上災害対策編) <1災害予防/2船舶の安全な運行の確保> ・海上保安庁は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。 <3災害復旧> ・海上保安庁は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。	第2編(共通編) 該当なし
<1災害予防/2船舶の安全な運行の確保> ・海上保安庁は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図るものとする。 <3災害復旧> ・海上保安庁は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命	

② 共通編とほぼ内容が同一であるものの、一部、個別災害の事項を踏まえ対策の追記を行っている例

第3編(地震災害対策編)	第2編(共通編)
<1 災害予防/2 地震に強い国づくり、まちづくり/2 地震に強い国づくり/1 主要交通・通	

信機能強化>

・国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、各施設等の耐震化、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

<2 災害応急対策/2 発災直後の情報の収集・ 連絡及び活動体制の確立>

・地震情報(震度,震源,マグニチュード,余 震の状況等)や津波警報等,被害情報及び関係 機関が実施する応急対策の活動情報は効果的 に応急対策を実施する上で不可欠であり、この ため、地震の規模や被害の程度に応じ、国、公 共機関、地方公共団体等は、情報の収集・連絡 を迅速に行うこととする。この場合、概括的な 情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果 的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝 達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要が ある。

信機能の強化>

・国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

<2 災害応急対策/2 発災直後の情報の収集・ 連絡及び活動体制の確立>

・被害情報及び関係機関が実施する応急対策の 活動情報は効果的に応急対策を実施する上で 不可欠であり、このため、災害の規模や被害の 程度に応じ、国、公共機関、地方公共団体等は、 情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、 この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め 多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報シ ステムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期 把握を行う必要がある。

第5編(風水害対策編)

<1 災害予防/4 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え/2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係/7防災中枢機能等の確保,充実>

・国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、土砂災害の危険 箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

<1 災害予防/4 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え/1 災害発生直前対策関係/1 警報等の発表及び伝達>

・国<u>[国土交通省, 気象庁]</u>及び地方公共団体は, 警報等を住民, <u>水防管理者</u>, 関係市町村長 <u>等</u>に伝達する体制を整備するものとする。

第2編(共通編)

- <1 災害予防/6 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え/2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係/7 防災中枢機能等の確保,充実>
- ・国、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

<1 災害予防/6 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え/1 災害発生直前対策関係/1 警報等の伝達>

・国及び地方公共団体は,災害の前兆が把握可能な災害について,それに関する情報,警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。

第12編(原子力災害対策編)

<2 災害応急対策/2 避難,屋内退避等の防護 及び情報提供活動/2 避難所等/2 避難所等の

第2編(共通編)

<2 災害応急対策/6 避難収容及び情報提供活動/2 避難所/2 避難所の運営管理等>

運営管理>

・地方公共団体は、各避難所等の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、安定ョウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。また、市町村等は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

<3 災害復旧/2 原子力災害事後対策>

・厚生労働省は、原子力施設の復旧等作業や除 染作業など被災地域の復旧・復興事業における 労働災害,放射線障害の防止を始めとした安全 衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、必要な安全衛生 確保対策を講じるとともに、労働者の健康管理 に特段の配慮を行うものとする。 ・地方公共団体は、各避難所の適切な運営管理 を行うものとする。この際、避難所における正 確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃 等については、避難者、住民、自主防災組織等 の協力が得られるよう努めるとともに、必要に 応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める ものとする。また、地方公共団体は、避難所の 運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過 度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者 が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関 与する運営に早期に移行できるよう、その立ち 上げを支援するものとする。

<3 災害復旧・復興/3 計画的復興の進め方/2 防災まちづくり>

・厚生労働省は、被災地域の復旧・復興工事(第2節の復旧工事等を含む)における労働災害、 石綿等の粉じん障害等の職業性疾病等の防止 を始めとした安全衛生対策を推進するため、労働基準監督署において必要な指導等を行うほか、新規就労者に対する安全衛生教育の実施、 工事現場の巡回指導等の必要な安全衛生確保 対策を講じるとともに、労働者の健康管理に特 段の配慮を行うものとする。

第 15 編 (林野火災対策編)

<1 災害予防/5 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え/2 救助・救急,医療及び消火活動関係/3 消火活動関係>

・地方公共団体は、<u>林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進</u>に努めるものとする。

<2 災害応急対策/1 発災直後の情報の収集・ 連絡及び活動体制の確立/7国における活動体 制/6 自衛隊の災害派遣>

・自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は,災害の状況,他の救援機関等の活動状況,要請内容,現地における部隊等の人員,装備等によって異なるが,通常,被害状況の把握,空中消火等の消火活動,避難の援助,遭難者等の搜索救助,応急医療・救護,人員及び物資の緊急輸送,危険物の保安及び除去等とする。

第2編(共通編)

<1 災害予防/6 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え/5 救助・救急, 医療及び消火活動関係/3 消火活動関係>

・地方公共団体は、<u>消防ポンプ自動車</u>等の消防 用機械・資機材の整備促進に努めるものとす る。

<2 災害応急対策/2 発災直後の情報の収集・ 連絡及び活動体制の確立/6国における活動体 制/8 自衛隊の災害派遣>

・自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は,災害の状況,他の救援機関等の活動状況, 要請内容,現地における部隊等の人員,装備等によって異なるが,通常,被害状況の把握,避難の救助,遭難者等の捜索救助,水防活動,消防活動,道路又は水路の啓開,応急医療・救護・防疫,人員及び物資の緊急輸送,炊飯及び給水,救援物資の無償貸与又は譲与,危険物の保安及び除去等とする。

③ 共通編とほぼ同内容の記載の例(災害の種類を問わず対応が共通しているもの)

情報収集·連絡

第3編(地震災害対策編)

<2 災害応急対策/2 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立/1 災害情報の収集・連絡/5 応急対策活動情報の連絡>

・市町村は、応急対策の活動状況、対策本部 設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県 は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市 町村に連絡する。

第8編(海上災害対策編)

<2 災害応急対策/1 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立/1 災害情報の収集・連絡/4 応急対策活動情報の連絡>

・市町村は、応急対策の活動状況、対策本部 設置状況等を<u>連絡し、応援の必要性等を</u>都道 府県に連絡する。都道府県は、自ら実施する 応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

第2編(共通編)

<2 災害応急対策/2 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立/1 災害情報の収集・連絡/5 応急対策活動情報の連絡>

・市町村は、応急対策の活動状況、対策本部 設置状況等を都道府県に連絡する。都道府県 は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市 町村に連絡する。

活動体制

第3編(地震災害対策編)

<1 災害予防/5 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え/2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係/4 職員の体制 >

・国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集可能な範囲内での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するもとする。また、交通の途絶、職員又は職員のなよする。また、交通の途絶、職員又は職員のなよする。また、交通の途絶、職員又は職員のおきるとする。また、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。

第2編(共通編)

<1 災害予防/6 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え/2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係/4 職員の体制

・国、公共機関、地方公共団体及び事業者は、 それぞれの機関において、実情に応じ職員の 非常参集体制の整備を図るものとする。その 際、例えば、専門的知見を有する防災担当職 員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者 の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、 参集職員が徒歩参集可能な範囲内での必要 な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情 報収集伝達手段の確保等について検討する ものとする。また、交通の途絶、職員又は職 員の家族等の被災等により職員の動員が困 難な場合等を想定し、災害応急対策が実施で きるよう、訓練等の実施に努めるものとす る。

第11編(道路災害対策編)

- <1 災害予防/6 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え/1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係/4 職員の体制>
- ・国、公共機関、地方公共団体及び道路管理者は、それぞれの機関において、実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

第 15 編 (林野火災対策編)

- <1 災害予防/4 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え/1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係/4 職員の体制>
- ・国,公共機関,地方公共団体及び事業者は, それぞれの機関において,実情に応じ,職員 の非常参集体制の整備を図るものとする。

救助・救護、医療、消火活動

第3編(地震災害対策編)

<2 災害応急対策/3 救助・救急, 医療及び 消火活動/2 医療活動/3 被災地域外での医 療活動>

・被災地方公共団体は、必要に応じて、広域 後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、 日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕 に対し、区域外の医療施設における広域的な 後方医療活動を要請するものとする。

第2編(共通編)

<2 災害応急対策/4 救助・救急, 医療及び 消火活動/2 医療活動/3 被災地域外での医 療活動>

・被災地方公共団体は、必要に応じて、広域 後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、 日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕 に対し、区域外の医療施設における広域的な 後方医療活動を要請するものとする。

物資の調達,供給活動

第3編(地震災害対策編)

<2 災害応急対策/6 物資の調達,供給活動/2 地方公共団体による物資の調達,供給>

・被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達 した物資及び国、他の地方公共団体等によっ て調達され引渡された物資について、被災者 への供給を行うものとする。

第12編(原子力災害対策編)

- <2 災害応急対策/7 物資の調達,供給活動/2 地方公共団体による物資の調達・供給>
- ・被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達 した物資及び国、他の地方公共団体等によっ て調達され引渡された物資について、被災者 への供給を行うものとする。

第2編(共通編)

- <2 災害応急対策/7 物資の調達,供給活動/2 地方公共団体による物資の調達,供給>
- ・被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達 した物資及び国、他の地方公共団体等によっ て調達され引渡された物資について、被災者 への供給を行うものとする。

国民等からの義援物資、義援金の受入れ

第3編(地震災害対策編)

第2編(共通編)

<2 災害応急対策/11 自発的支援の受入れ/ 2 国民等からの義援物資, 義援金の受入れ/2 義援金の受入れ>

・地方公共団体は、日本赤十字社等の義援金 収集団体と配分委員会を組織し、義援金の使 用について、十分協議の上、定めるものとす る。その際、あらかじめ、基本的な配分方法 を決定しておくなどして、迅速な配分に努め るものとする。また、被害が複数の都道府県 に渡る広域災害時には、日本赤十字社等義援 金収集団体は、寄託された義援金を速やかに 地方公共団体に配分すべきであることから、 義援金の受付方法の工夫や配分基準をあら かじめ定めておくものとする。

<2 災害応急対策/11 自発的支援の受入れ/ 2 国民等からの義援物資, 義援金の受入れ/2 義援金の受入れ>

・地方公共団体は、日本赤十字社等の義援金 収集団体と配分委員会を組織し、義援金の使 用について、十分協議の上、定めるものとす る。その際、あらかじめ、基本的な配分方法 を決定しておくなどして、迅速な配分に努め るものとする。また、被害が複数の都道府県 に渡る広域災害時には、日本赤十字社等義援 金収集団体は、寄託された義援金を速やかに 地方公共団体に配分すべきであることから、 義援金の受付方法の工夫や配分基準をあら かじめ定めておくものとする。

<参考3>

改善の方向(案)の修正イメージは、以下のとおり。

① 第2編「各災害に共通する対策編」と共通する事項については、第2編の該当 箇所を明示し、第3編以降の各編には記述しない。

【第3編(地震災害対策編)】

<1 予防対策/5 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え/2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係/1 情報の収集・連絡体制の整備>

地震災害対策については、以下に掲げる事項及び第2編(各災害に共通する対策編)のうち地震災害対策に係る事項によるものとする。なお、第2編の該当部分については、本文中に明記している。

- 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係
- (1) 情報の収集・連絡体制の整備
- ○第2編 第1章 第6節 2「(1) 情報の収集・連絡体制の整備」 ※1
- ○国〔内閣府〕等は、地震発生時の被害規模を早期に評価するため、適切 な被害想定手法を組み込んだ地理情報システムを整備するものとする。
- ○国及び地方公共団体は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の 把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速 かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・ 整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等の 活用等により、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-A LERT)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備 するよう努めるものとする。
- ○国土交通省は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び 移動通信回線の充実を図るものとする。
- ※1「第2編」と共通する事項を各編から削除し、「第2編」の該当事項名を記載する。
- ※2 各編に特有の項目については、そのまま掲載する。

· ※ 2

② ほぼ内容が重複しており、一部各災害の特徴を踏まえて具体例等の記載を追記しているものは、その旨を第2編「各災害に共通する対策編」に注記することにより、重複記載が繰り返し登場することがないよう工夫。なお、各編には第2編の該当事項を記載。

【第3編(地震災害対策編)】

<1 災害予防/2 地震に強い国づくり、まちづくり/2 地震に強い国づくり/1 主要交通・通信の機能強化>

地震災害対策については、以下に掲げる事項及び第2編(各災害に共通する対策編)のうち地震災害対策に係る事項によるものとする。なお、第2編の該当部分については、本文中に明記している。

- (1) 主要交通・通信の機能強化
- ○第2編 第1章 第1節 2「(1) 主要交通・通信の機能強化」

×

※1「第2編」と共通する事項を各編から削除し、「第2編」の該当事項名を記載する。

参照先

≻※ 1

【第2編(各災害に共通する対策編)】

<1 災害予防/1 地震に強い国づくり、まちづくり/2 地震に強い国づくり/1 主要交通・通信の機能強化>

(1) 主要交通・通信機能の強化

- ○国,公共機関及び地方公共団体は,主要な鉄道,道路,港湾,空港,通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については,以下の対策を行うことで,大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
 - ・代替路を確保するための道路ネットワークや大都市圏環状道路等の整備,
 - ・施設・機能の代替性の確保
 - ・各交通・通信施設の間の連携の強化等
 - ・各施設等の耐震化(地震災害対策に限る)

%2

- ※1 他の各編と共通する内容をまとめて記載する。
- ※2 各編特有の部分を「第2編」に追記する。